

栃木県少年指導委員表彰実施要綱の制定について(例規通達)

(平成8年4月16日)

(栃少第1号・栃鑑第1号栃木県警察本部長
通達)

栃木県少年指導委員として長期間活動し、その実績が優秀である者を表彰し、その功労を顕彰するため、別添のとおり「栃木県少年指導委員表彰実施要綱」を制定し、平成8年5月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

栃木県少年指導委員表彰実施要綱

第1 目的

この要綱は、長期間少年指導委員として活動し、その実績が優秀で、他の少年指導委員の模範と認められる者を警察本部長が表彰し、もってその功労を顕彰することを目的とする。

第2 表彰の種別

表彰は、栃木県警察表彰規程(昭和61年栃木県警察本部訓令第10号)第2条第1項第7号の感謝状とする。

第3 表彰基準

表彰は、少年の非行防止に尽力し、次の基準を満たす者の中から選考する。

- 1 少年指導委員として5年以上の活動経験を有する者(栃木県警察少年補導員の経歴を有する者はその期間を算入することができる。)
- 2 少年指導委員として地域の補導活動、風俗営業等に対する協力要請活動、環境浄化活動、住民の意識啓発活動等に積極的に参加し、顕著な成果をあげた者
- 3 原則として過去に功労があり、警察署長、地区防犯協会会長(各市町村防犯協会会長を含む。)又は市(町、村)長の表彰を受けている者
- 4 他の少年指導委員の模範となる者

第4 表彰人員

表彰人員は、年間約30人とする。

第5 表彰の時期

表彰は、原則として毎年開催する「地域安全県民のつどい」の際に行うものとする。

第6 表彰の上申

警察署長は、地区少年指導委員会会長等の意見を聴取のうえ、被表彰候補者を選考し、指定する期日までに、別記様式により少年課長を経由して栃木県警察本部長に表彰上申するものとする。

第7 期間計算基準日

表彰に係る活動経験の基準日は、当該表彰の年の4月1日とする。